

# 入札公告

## 業務名

令和8年度決算支援システム  
保守等委託業務

(内 訳)

- ・入札公告
- ・要求仕様書
- ・月次報告書の例
- ・業務実施証明書作成要領
- ・質疑書
- ・契約書（案）
- ・入札心得

令和8年3月

高知県総務部財政課

# 入札公告

令和8年度決算支援システム保守等委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年3月5日

高知県知事 瀨田 省司

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 令和8年度決算支援システム保守等委託業務
- (2) 業務の内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 委託業務の要求仕様に合致した役務を確実に提供し得ることを証明し、かつ、委託業務に係る迅速な施行の体制（その実施を入札参加者以外のものが担保する場合を含む。）が、整備されていることを証明した者であること。
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

## 3 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、要求仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書及び現行システムの問い合わせ先

郵便番号 780-8570  
高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県総務部財政課  
電話番号：088-823-9304  
ファクシミリ：088-823-9768

(3) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(別記「記載例」参照)

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札書参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

(5) の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

イ 郵送の場合・・・別記「表示方法例」参照

(ア) 入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に提出先の宛名（高知県総務部財政課）、入札者の氏名（法人の場合はその商号又は名称）、開札日（3月25日）及び入札件名（「令和8年度決算支援システム保守等委託業務」）を朱書きのうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書した外封筒へ入れて封かんすること。

なお、代理人による入札の場合は「入札書在中の封筒」と「委任状」を外封筒に同封すること。

(イ) 書留により、令和8年3月24日（火）午後4時までに（2）の交付場所に必着のこと。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月25日（水）午前11時

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁2階 財政課協議室

- (6) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

#### 4 入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 9 条及び第 10 条の規定による。

#### 5 最低制限価格の有無

無し

#### 6 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

#### 7 開札の方法

開札は、3 の（5）の日時及び場所において入札参加者等の立会いのもとに行う。入札参加者等は、郵送の場合を除き、全ての者が立ち会うこと。ただし、入札参加者等が全て郵送で、かつ、立ち会えない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札を行う。この場合において、郵送による参加者がありその者が立ち会っていない場合は別に定める日時に、その他の場合においては直ちに行う。

#### 8 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち郵送による参加者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7 の要領で再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

#### 9 契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

#### 10 契約書の作成

要

#### 11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 12 入札参加の方法等

この一般競争入札への参加希望者は、この入札公告に示した役務を提供することができ、迅速な施行の態勢が整備されていることを証明する書類を13の要領で提出しなければならない。参加希望者は、開札日までの間において知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 13 本件入札に関して提出する書類

- (1) この入札公告に示した役務を提供できることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和8年3月13日（金）午後5時までに3の（2）の場所に持参又は郵送で提出し、審査を受けること。なお、郵送で提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。

入札業務の「業務実施証明書」1部

（以下、（ア）から（エ）までの関連書類を綴りとする）

- （ア）業務実施証明書
- （イ）実績報告書
- （ウ）業務実施体制書
- （エ）補足資料（必要に応じて）

- (2) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となる可能性がある。

## 14 本件入札に関する質疑事項

質疑事項がある場合は、別添様式「質疑書」により令和8年3月11日（水）午後5時までに3の（2）の場所に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。なお、持参以外の方法により提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。

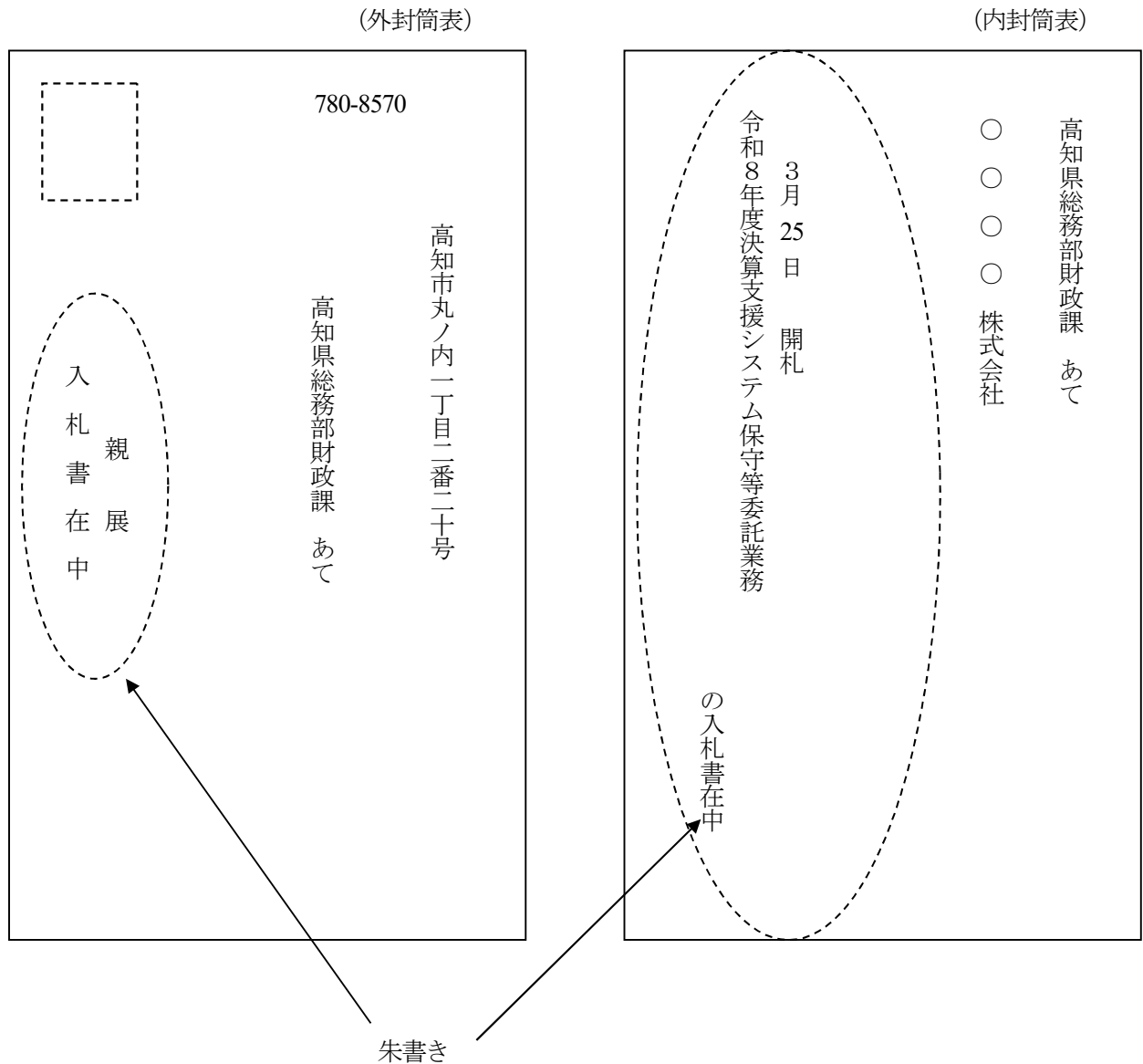
## 15 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 業務の施行に必要な機器の搬入、設定及び調整等に要する費用は契約の相手方の負担とする。
- (3) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (4) 要求仕様書に付随する「決算統計支援システム保守マニュアル」及び「決算統計支援システム運用マニュアル」については、セキュリティ上公表できないため、入札への参加を予定する者で誓約書を提出した者に対して、紙媒体により3の（2）の場所で配付する。
- (5) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(別記)

郵便（書留に限る）により提出する場合の表示方法例

二重封筒とし、外封筒に「親展 入札書在中」と朱書き、内封筒の封皮には「3月25日開札  
令和8年度決算支援システム保守等委託業務の入札書在中」と朱書きし、期限までに到着するよ  
うに送付しなければならない。（下図参照）



令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏 名

印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ次のとおり入札します。

金 額							
契 約 件 名 又 は 対 象		令和8年度決算支援システム保守等委託業務					
内    訳	品 名	規格	品質	数量	単 価	金 額	備 考
					円	円	
計							

- 備考 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をしてその住所及び氏名を記入し、押印して下さい。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入して下さい。
- 3 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印して下さい。
- 4 入札金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

令和 年 月 日  
提出年月日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所 ○○市○○町○○○  
○○株式会社

氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ次のとおり入札します。

金 額	¥○○○○○○○○ -						
契 約 件 名 又 は 対 象	令和8年度決算支援システム保守等委託業務						
内    訳	品 名	規格	品質	数量	単 価	金 額	備 考
					円	円	
	計						

- 備考 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をしてその住所及び氏名を記入し、押印して下さい。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入して下さい。
- 3 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印して下さい。
- 4 入札金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

令和 年 月 日  
提出年月日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所 ○○市○○町○○○  
○○株式会社  
氏 名 代表取締役 ○○ ○○  
代理人 ○○市○○町○○○  
○○ ○○ 印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ次のとおり入札します。

金 額	¥○○○○○○○○ -						
契 約 件 名 又 は 対 象	令和8年度決算支援システム保守等委託業務						
内    訳	品 名	規格	品質	数量	単 価	金 額	備 考
					円	円	
	計						

- 備考 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をしてその住所及び氏名を記入し、押印して下さい。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入して下さい。
- 3 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印して下さい。
- 4 入札金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

# 委任状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所  
(委任者)  
氏名

印

住所  
私は、  
氏名

を代理人と定め

印

令和8年3月25日執行の下記対象業務一般競争入札及び見積書提出  
に関する一切の権限を委任します。

記

業務名 令和8年度決算支援システム保守等委託業務

# 要 求 仕 様 書

# 令和8年度決算支援システム保守等委託業務仕様書

## 第1 基本事項

### 1 目的

本業務は、決算作業の一環として平成16年度までに構築した決算見込システム及び平成17年度に構築した決算統計支援システムを含めた「決算支援システム」を用いて、決算に関する情報を収集し効率的な決算作業を支援するため、並びに財務会計システムから債務負担行為分の議案の出力を行い、効率的な議案作成を行うためにシステムを運用・保守管理等することを目的とする。

### 2 事業概要

本システムは、総務省へ毎年度報告する地方財政調査（決算統計）に係る調査表作成に当たり、財務会計システム等からデータ引継を行い、高知県庁各課における分析業務を支援し、総務省への提出データを自動生成するものである。

その他、年3回の決算見込業務（5月末、12月末、3月末の各時点）、当初予算及び補正予算（専決処分、弾力条項適用）の債務負担行為分の議案書作成や事業別決算更正業務を行うものである。

### 3 システムの概要

システムの構成及び構成機器のリストは、下記のとおりである。

#### <システム構成>

【別紙1】決算支援システム構成図のとおり。

#### <構成機器リスト>

##### (1) 決算支援サーバ1号機

○ハードウェア（平成27年9月導入、令和元年11月再構築）

・庁内クラウドの仮想マシンを利用

○ソフトウェア（令和5年3月再構築）

・OS : Windows Server 2019

・DBMS : Oracle Database 19c

・セキュリティ管理 : McAfee Virus Scan for Server

・システム動作環境 : Visual Studio pro 2019

Office Professional 2019

COBOL2002 Net Server RunTime

COBOL2002 Net Client RunTime

MKS Toolkit 10.3

Hitachi JP1/Base

Hitachi JP1/AJS3-Manager

Internet Information Service 10

## Hitachi JP1/AJS3-View

### (2) 決算支援サーバ2号機 (Web サーバ)

- ハードウェア (平成 30 年 2 月導入)
  - ・ 庁内クラウドの仮想マシンを利用
- ソフトウェア (令和 5 年 3 月再構築)
  - ・ OS : Windows Server 2019
  - ・ セキュリティ管理 : McAfee Virus Scan for Server
  - ・ システム動作環境 : Apache HTTP Server 2.4.48  
Apache Tomcat 8.5.78  
Java SE 8u202

※クライアントは、OA パソコンを使用する。

- ・ ブラウザ : Microsoft Edge IE モード (決算支援サーバ 1 号機)  
Microsoft Edge IE モード (決算支援サーバ 2 号機)

## 第 2 委託業務の対象

システム運用、ソフトウェア保守の各業務の委託対象は、上記第 1 の 3 に掲げるシステム及びその構成機器とする。

## 第 3 委託業務の体制

運用・保守業務体制について、体制図を持って報告し、承認を得た上で業務に着手すること。また、運用・保守業務の責任者を任命し、体制図と併せて報告すること。

運用・保守業務のサービス時間帯は、祝祭日・年末年始休暇を除く平日の執務時間(8:30~17:15)とする。ただし、緊急連絡先を両方で確認しておき、決算時期等には上記以外の時間帯における対応が協議の上で可能となること。

### 1 システムサポート

システム繁忙期には、勤務時間内に常に 1 名以上が在席して、各種問い合わせに対応が可能となるよう構成すること。

### 2 ソフトウェア保守

各種項目の対応が可能となるように、適正な人数でチームを構成すること。

## 第 4 委託業務の内容

乙は、次の各項で定める委託業務を、甲の指示により実施するものとし、乙が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、甲に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

## 1 ソフトウェア保守

### (1) 軽微な仕様変更に伴うシステム改修

総務省決算統計「電子調査表システム」の変更への対応（様式、行列の変更／追加等）等、監督職員からの指示に基づき作業を行う。

### (2) システム障害時の対応

### (3) ソフトウェアの年間保守契約の更新

## 2 システムサポート

### (1) システムに対する連絡問い合わせ対応

### (2) データのバックアップ（1日1回）

### (3) 機能拡充への助言

### (4) 総務省からの問い合わせに対する随時サポート

### (5) 脆弱性への対応

乙は、導入しているソフトウェアに脆弱性が発表された場合、速やかに甲に報告し、甲の指示に従って適切に対応するものとする。

### (6) 庁内クラウド更改に伴う仮想マシンの移行対応

### (7) 次期財務会計システムとの連携試験

## 3 Microsoft Edge の IE モードのサポート終了に伴う対応に向けた動作検証

※本項での「動作検証」とは、動作確認を実施するために必要な改修を含む。

本システムは、Microsoft Edge の IE モードのサポート終了（令和 11 年 1 月予定）に伴い、対応が必要である。令和 9 年度に改修を実施する予定であるため、改修規模を把握する目的で動作検証を行うこと。

乙において実施する作業は、以下のとおりとする。

①Microsoft Edge の IE モードのサポート終了がシステムに与える影響を特定するため、Edge のネイティブモードでの動作検証を行い、結果を報告すること。報告書の様式は任意とするが、以下の項目を整理すること。

- ・画面名称
- ・発生する事象
- ・動作検証の内容

②動作検証完了後、令和 9 年度に改修を実施する場合の見積を提出すること。動作検証のスケジュールについては、契約締結後に別途検討する。

## 4 その他

(1) 令和 8 年度は、第 4 次庁内クラウドへの移行を予定していることから、サーバ移行に係る本番環境動作確認等を行うこと。

(2) 上記以外で不測の状況が生じたときは、その都度、甲と協議すること。

(3) 高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(4) リモートメンテナンスネットワークシステムの利用を希望する場合には、委託先が接続用回線を用意すること。

## 第5 委託業務のサービス要件

### 1 信頼性要件

OSやアプリケーションソフトのバージョンアップが、本システムに影響を与える懸念がある場合には、試験環境を用いて事前に技術検証を行うこと。

### 2 スキル要件

責任者は、システム運用・保守に関するノウハウを有し、甲との折衝を行うこと。

システムサポート及びソフトウェア保守のスタッフは、システムに関する十分なスキルを有すること。

## 第6 委託業務の成果品

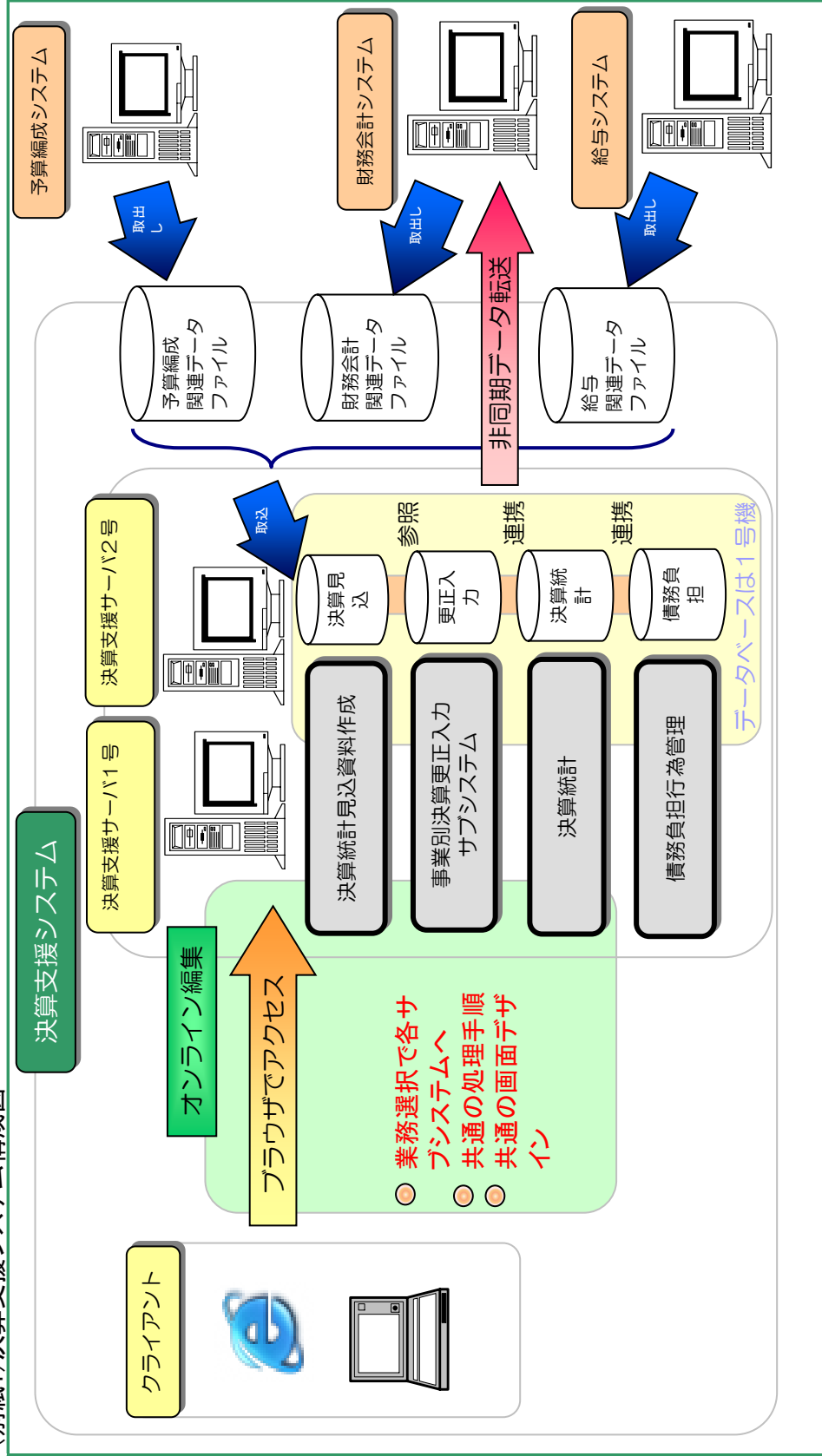
以下の成果品について、財政課担当者に納品すること。

なお、作業実績報告書と障害対応報告書については紙ベースで、作業月次計画書と作業月次報告書についてはウイルスチェックをした電子データで提出すること。

- ・作業実績報告書 1部 令和8年3月31日まで（作業実績工数を明記すること）
- ・作業月次計画書 1部 各作業月の1日まで（作業実績工数を明記すること）
- ・作業月次報告書 1部 各作業月の末日まで（作業実績工数を明記すること）
- ・障害対応報告書 1部 令和8年3月31日まで（作業実績工数を明記すること）
- ・Edgeのネイティブモードに関する動作検証結果報告書（第3の3）

（注）甲は委託者である県を、乙は受託者を指します。

(別紙1) 決算支援システム構成図

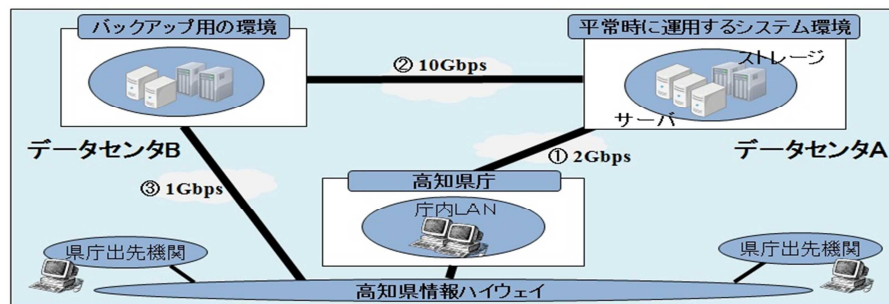


## 第3次庁内クラウドについて

### 1 概要

オンプレミスの仮想化基盤

通常時は、庁内システムを平常時用の「データセンタA」で稼働させ、下図の①の通信回線を用いて庁内システムを利用する。インターネット接続には高知県セキュリティアクラウドを経由することから利用できるポートに制限があります。



### 2 仕様

#### (1) 仮想化ソフトウェア VMware vSphere 7 Enterprise

VMwareTools のインストールが必要です。

#### (2) 庁内クラウドで用意しているソフトウェア

- ・ Windows Server 2019 (CAL 含む) ※ダウングレード権あり
- ・ Red Hat Enterprise Linux
- ・ Oracle Database Standard Edition2
- ・ Oracle Java SE Subscription
- ・ McAfee VirusScan Enterprise Ver 8.8 ※サーバ用あり

#### (3) 仮想マシン仕様

- ・ 仮想 CPU 数 1, 2, 4, 8
- ・ メモリ 16GB まで (必要に応じて調整)
- ・ ストレージ 1,000GB

バックアップはスナップショットにより行うことができます (7 世代まで、VMwareTools インストール必須)。

ファイル単位でのバックアップは業務システム側で行ってください。

- ・ 監視機能有り (CPU 稼働率、ポート監視など)

※上記を超えるリソースが必要な場合は、システムの仕様から必要なスペックを判断させていただきます。

#### (4) 物理サーバ仕様

第3次庁内クラウドの新仮想化基盤は、物理サーバ7台(6+1台)構成となり、スペックは以下の通りです。

※7台のうち1台はフェイルオーバー用

- ・ CPU : 336 コア (56 コア (28 コア×2 ソケット) × 6 台)
- ・ メモリ : 4,608GB (768GB × 6 台)
- ・ ハイパーバイザー : VMware vSphere 7.0 U1

### 3 操作端末

仮想マシンを操作できる端末は高知電気ビル別館にあります。また、サーバ構築後は外部からリモート接続できる仕組みを利用できる場合がありますが、別途、接続回線等の契約を行う必要があります。

### 4 サーバ構築時の注意事項

- 仮想マシンの持ち込みはサポート範囲外ですが希望される場合はご相談ください。
- 操作端末の Windows10 からリモートデスクトップにより LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンに接続することはできません。
- 構築時の外部メディアによるデータ持ち込みについてはご相談ください。
- LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンはインターネットに接続できません。

### 5 その他、県庁のネットワーク環境として利用可能な機能等

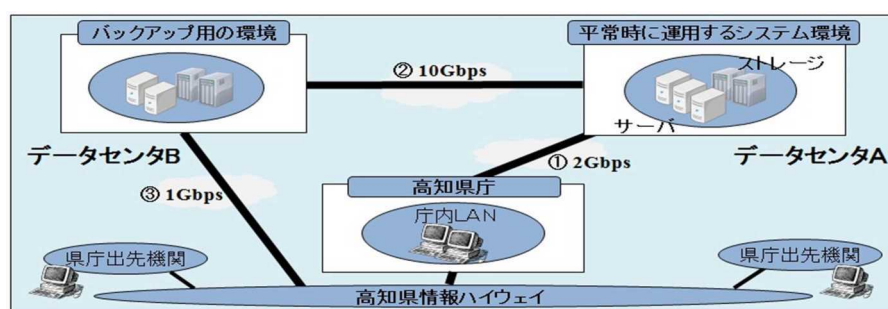
- SSLサーバ証明書の発行
- 公開用 Webサーバのドメイン（サブドメイン）設定
- 庁内メールサーバの利用（メール送信）

## 第4次庁内クラウドについて

### 1 概要

オンプレミスの仮想化基盤

通常時は、庁内システムを平常時用の「データセンタA」で稼働させ、下図の①の通信回線を用いて庁内システムを利用する。インターネット接続には高知県セキュリティクラウドを経由することから、利用できるポートに制限があります。



### 2 仕様

#### (1) 仮想化ソフトウェア

Nutanix Cloud Infrastructure

#### (2) 庁内クラウドで用意しているソフトウェア

- Windows Server 2025 Datacenter (CAL 含む) ※ダウングレード権あり (2022, 2019)
- Red Hat Enterprise Linux Server for Virtual Datacenters for Service Providers
- Oracle Database Standard Edition2
- Oracle Java SE Subscription
- McAfee (Trellix) Agent ※サーバ用あり

#### (3) 仮想マシン仕様

- 仮想 CPU 数 1, 2, 4, 8
- メモリ 16GB まで (必要に応じて調整)
- ストレージ 最大 1,000GB まで

※運用後の拡張は可能ですが、縮小はできないため、新規構築においてバッファを多く見込んだ最大値で設定することは避け、段階的に増設するようにしてください。

※バックアップは基盤側にてストレージベースのスナップショットにより行うことができます。

(7世代まで、OSへのエージェント導入不要)

※DB等の静止点確保は業務システム側で行ってください。

※ファイル単位でのバックアップは業務システム側で行ってください。

- 監視機能有り (CPU・メモリ使用率、ポート監視、Ping監視等)

#### (4)物理サーバ仕様

第4次庁内クラウドの新仮想化基盤は、物理サーバ7台構成となり、スペックは以下のとおりです。

- ・CPU：336コア（48コア（48コア×1ソケット）×7台）
- ・メモリ：5,376GB（768GB×7台）
- ・ハイパーバイザー：Nutanix AHV 7（数年毎にアップデート予定です。）

### 3 操作端末

仮想マシンを操作できる端末は高知電気ビル別館にあります。また、サーバ構築後は外部からリモート接続できる仕組みを利用できる場合がありますが、別途、接続回線等の契約を行う必要があります。

### 4 サーバ構築時の注意事項

- ・仮想マシンの持ち込みはサポート範囲外ですが希望される場合はご相談ください。
- ・操作端末からはリモートデスクトップ接続を利用しないでください。
- ・構築時の外部メディアによるデータ持ち込みについてはご相談ください。
- ・LGWAN系ネットワークに接続した仮想マシンはインターネットに接続できません。

### 5 その他、県庁のネットワーク環境として利用可能な機能等

- ・SSLサーバ証明書の発行
- ・公開用Webサーバのドメイン(サブドメイン)設定
- ・庁内メールサーバの利用(メール送信)

該当所属長 様

デジタル政策課長

庁内クラウド更改に伴う仮想マシンの移行について（通知）

本県では、情報システムの調達・運用経費の削減及び災害対策の強化を図るために構築した庁内クラウド上に、業務システム、共有フォルダ等を構築しています。現行の庁内クラウド（第3次庁内クラウド）については、令和8年12月末に運用・保守の契約期間が終了する予定であることから、現在、次期庁内クラウド（第4次庁内クラウド）の構築を進めており、令和8年1月に稼働する予定となっています。

このため、現行の庁内クラウドに構築しているシステムについては、令和8年12月までに仮想マシンを移行することとなりますので、各システムの所管課におきましては、下記内容をご確認いただき、各システム保守業者への周知をお願いします。

なお、今回は事前の通知となっており、実際の作業依頼については改めてお知らせします。

記

1 移行概要

第3次庁内クラウドの仮想化基盤（VMware）から第4次庁内クラウドの仮想化基盤（Nutanix）へ移行します。

移行方法は、原則専用ツール（Nutanix Move）を使用し、ツールで対応できない場合は、OVFファイルのエクスポート・インポートによる移行を行います。

移行ツールを使用せず新たに仮想マシンを構築する場合は、システムの新規構築時と同様に庁内クラウド運用保守業者は仮想マシンの作成のみとなり、各システム保守業者にてOSからのインストール等の対応が必要となります。

2 移行期間

令和8年1月から同年12月

3 移行対象

第3次庁内クラウドで稼働しているすべてのシステム（別紙1）

ただし、令和8年12月までに終了（廃止）するシステムは除く

4 移行作業に係る依頼内容（予定）

（1）ヒアリングシートの回答（令和7年9月配布予定）

移行スケジュールを立てるため、各仮想マシンの状況を確認します。別途依頼しますので、各システム保守業者に確認後、回答をお願いします。

（2）移行当日の作業

別紙2を確認してください。

5 問い合わせ等

質問事項がある場合は、別紙3の質問シートにて記入のうえ、電子申請システムにより提出してください。

[https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=16320](https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16320)

■移行時の作業担当と流れ

- ・移行前～移行当日の作業項目及び作業担当は下記となります。
- ・移行当日の「各システム保守業者」の作業項目が対応いただく内容となりますので、実施可能なタイミングのご確認をお願いいたします。
- ・移行作業項目については、現在精査中のため、変更となる項目が発生する可能性があります。

No.	作業項目	作業対象 仮想化基盤	作業担当		備考	
			各システム 保守業者	庁内クラウド運用 保守業者		
転送開始						
サービス 稼働	① 事前準備	移行元	—	○	不要VMスナップショット削除、ボリューム内空き容量確保	
	② 初回転送	移行元→移行先	—	○		
	③ 差分転送	移行元→移行先	—	○		
	・	移行元→移行先	—	○		
	・	移行元→移行先	—	○		
	(移行日まで定期間隔で差分転送)	移行元→移行先	—	○		
移行当日						
サービス 停止	④ サービス停止アナウンス	—	○	—	システム利用者に対し、通知	
	⑤ ウイルスソフトの停止	移行元	○	—	VirtIOインストールの制限事項のため、事前にウイルスソフトを停止	
	⑥ VirtIOインストール	移行元	○	—	Nutanix環境で必要となるVirtIOを各仮想マシンに手動でインストール	
	⑦ アプリ・サービス停止	移行元	○	—		
	⑧ OSシャットダウン	移行元	△	○	基本的に庁内クラウド業者にて実施。定められたシャットダウン手順がある場合は、各システム保守業者にて実施	
	⑨ 最終転送	移行元→移行先	—	○		
	サービス 再開	⑩ VM登録・設定変更	移行先	—	○	
		⑪ OSパワーオン	移行先	—	○	
		⑫ 監視設定変更		○	—	監視サーバのIPアドレスが変更となるため、OSのFW等をお使いの場合は設定変更が必要になる可能性あり。 ※必要情報は庁内クラウド運用保守業者から提供
		⑬ その他設定変更	移行先	○	—	ライセンス登録等、基盤移行により仮想マシン側で再設定が必要な作業がある場合のみ
		⑭ アプリ・サービス起動	移行先	○	—	
		⑮ OS・アプリ・サービス動作確認	移行先	○	—	
		⑯ VMware Toolsアンインストール	移行先	○	—	不要となるVmware Toolsを各仮想マシンからアンインストール
		⑰ 監視動作確認		—	○	監視サーバから仮想マシンが正常に監視出来ている事を確認
	⑱ サービス再開	—	○	—		

■留意事項

- ・移行方法は原則としてNutanix社の移行専用ツールであるNutanix Moveを用いますが、新規に仮想マシン構築を希望するシステム保守業者はその旨ヒアリングシートにご記載ください。(ヒアリングシートは9月頃配布予定)
- ・Nutanix Moveで移行出来ない仮想マシンについては、OVFのエクスポート、インポートでの移行を想定しています。
- ・移行日の数日前(開始日はシステムによって異なります)より、新旧ストレージ間で転送(コピー)を行い、移行当日の転送を前回からの差分のみとすることで、サービス停止時間を最小限に抑えます。

[Nutanix Moveの非サポート対象]

- ・IPv6を設定しているゲストOS
- ・仮想マシン名に英語以外の文字もしくはシングル/ダブルクォーテーションを含む(基本的にありません)
- ・OS、アプリケーション等で重複排除機能を有効にしているゲストOS
- ・Microsoft Exchange Sever

[Nutanix Moveの移行制限事項]

- ・ ウイルス対策ソフトが起動中のWindows ゲストOS（事前にウイルスソフトが停止していれば可）  
アンチウイルスソフトはVirtIO ドライバのインストールを妨げる懸念があり、移行作業時アンチウイルスソフトのサービスを停止いただきます。
- ・ Windows UACは自動インストール機能が疎外される可能性があります。（詳細確認中）
- ・ Nutanix MoveでサポートされているゲストOSは、以下のOSのみとなります。  
下記以外のRHELのマイナーバージョン（8.8、8.9など）に関しては、Nutanix Moveでの動作検証未実施でありサポート外のため、移行作業が万が一失敗となった場合、調査不可の可能性があります。  
その場合は別途協議の上、別の移行方式（OVFのインポート、エクスポートなど）でのリトライ作業となる可能性があります。

【レガシーBIOSのゲストOS】

- ・ Windows Server 2016, 2019, 2022, 2025
- ・ RHEL 7.0-8.7, 8.10, 9.0-9.4

【UEFIが有効なゲストOS】

- ・ Windows Server 2016, 2019, 2022, 2025
- ・ RHEL 7.0, 7.1, 7.5-8.0, 8.5, 8.6, 9.0-9.4

- ・ 仮想マシン上でマウントしているCD/DVDドライブおよび、フロッピーディスクドライブは、移行時に切断されます。

元高情政第 708 号  
令和元年 9 月 24 日

各情報システム管理者 様

情報政策課長  
(県庁ネットワーク管理者)

新リモートメンテナンスネットワークシステムの利用に係る  
接続回線料について

このことについては、令和元年 8 月 5 日付け元高情政第 514 号「リモートメンテナンスネットワークシステムの利用形態の変更について（通知）」で、具体的な料金等を改めて連絡する旨を通知したところですが、このたび、情報ハイウェイのサービス提供事業者である（株）STNet から予定料金の情報提供がありましたので、下記のとおりお知らせします。

各管理者におかれましては、委託先事業者への周知や令和 2 年度当初予算見積作業等の対応について遺漏がないようにお願いします。

記

1 接続回線の種類、料金（1 回線あたり、税抜）

サービス種別：モバイルアクセス移動利用タイプ（Fiimo）

プラン：ベストエフォート エコノミープラン

データ容量：6GB

初期費用：39,100 円（工事費 27,300 円 事務手数料 3,300 円 VPN 設定 8,500 円）

その他：端末証明書発行手数料 300 円

回線利用料：2,580 円／月

2 その他

上記 1 のサービスが、現リモートメンテナンスネットワークシステムとデータ容量が同等のサービスになりますが、これ以外のサービスについてお知りになりたい場合には、別途お問い合わせください。

(問い合わせ先)

情報政策課 E-Mail 112801@ken.pref.kochi.lg.jp

・この通知に関すること

電子県庁担当 齊木、谷 内 2251

・情報ハイウェイに関すること

地域情報担当 上杉、吉森 内 9650

2 高情政第 606 号  
令和 2 年 9 月 4 日

各所属長 様  
(県立学校、警察を除く)

情報政策課長  
(県庁ネットワーク管理者)

### リモートメンテナンスネットワークシステムの利用について (通知)

令和元年 8 月 5 日付け元高情政第 514 号「リモートメンテナンスネットワークシステムの利用形態の変更について」により通知したことについて、変更後のリモートメンテナンスネットワークシステム (各管理者が所管する業務システムの運用保守事業者 (委託先) が外部からネットワーク経由で保守を行う際に利用するネットワークシステム) の構築を、第 4 次情報ハイウェイの運用保守事業者である株式会社 S T N e t と進めているところです。

このたび、回線契約方法、情報ハイウェイへの接続協議等についての協議が整いましたので、下記のとおり利用形態の変更に伴う対応をお願いします。

#### 記

#### 1 変更後のリモートメンテナンスネットワークシステムの概要

##### (1) 接続方法 (回線) の変更について

現在、情報政策課で用意したモバイル閉域網により接続を行っていますが、第 4 次情報ハイウェイ経由での接続に変更することとし、接続方法はモバイル接続又は構内接続に限ることとします。

##### (2) 接続回線契約、リモートメンテナンス用 V P N の構築等について

- 各運用保守事業者が直接第 4 次情報ハイウェイ総合窓口 (株式会社 S T N e t) へ第 4 次情報ハイウェイ接続サービスの利用申込みを行うこととなります。

第 4 次高知県情報ハイウェイ総合窓口

フリーコール : 0800-500-4351

メールアドレス : kochihw@stnet.co.jp

- 事前に県庁ネットワーク管理者である情報政策課長に協議し、承諾書の写しを添付の上申込みを行ってください。

(現行のリモートメンテナンスネットワークシステムの利用している保守事業者については、添付の必要はありません。)

- ・ 利用VPN名は「高知県リモートメンテナンス（I）」又は高知県リモートメンテナンス（LG）」としてください。

※（I）はインターネット接続系、（LG）はLGWAN接続系ネットワーク  
なお、1回線でLGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系ネットワークの両方に接続することができませんので、ネットワークごとに回線契約が必要となります。ただし、1つのネットワーク内に複数のシステムがある場合は1回線で運用保守を行うことができますが、データ容量の上限に留意する必要があります。

- ・ 専用のクライアント端末はこれまでどおり情報政策課から各所属を通じて各運用保守事業者へ貸与することとなります。各運用保守事業者へは、貸与された端末に第4次情報ハイウェイへの接続のための設定等を行うよう依頼してください。

### （3）第4次情報ハイウェイへの接続協議について、

- ・ 情報政策課にて接続協議を行いますので、各運用保守事業者から個別に行う必要はありません。
- ・ 各課から情報政策課に行うリモートメンテナンスネットワーク利用協議を行う際、各運用保守事業者が契約を予定する第4次情報ハイウェイ接続サービスの内容についての記載が必要となります。

### （4）リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始について

- ・ リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始は、リモートメンテナンスネットワーク利用協議が承認された後となります。

## 2 今後の事務手続き及びスケジュール（予定）

### （1）事務手続きの流れ

- ① 事前に各運用保守事業者から直接第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）に、第4次情報ハイウェイへのアクセス方法、アクセス回線等を相談し、第4次情報ハイウェイ接続サービス契約予定内容を各業務システム管理者（各所属）に提供する。
- ② 各業務システム管理者（各所属）から県庁ネットワーク管理者（情報政策課）へリモートメンテナンスネットワーク利用協議の申請を行う。

申請に必要な書類は次のとおり

- I リモートメンテナンスネットワーク利用協議書  
（添付ファイル「01\_shinseisyo」）
- II 業務委託契約書の写し  
（契約日、契約相手、対象システム及び契約期間が分かるページのみで可）

### Ⅲ 利用者情報

(添付ファイル「02\_riyousyajoho」)

### Ⅳ 利用者全員分の誓約書

(添付ファイル「03\_seiyakusyo」)

※ 現行のリモートメンテナンスネットワークシステムを利用し、運用の見直し後も利用の継続を希望する場合で、契約情報及び利用者情報の変更が無い場合は、上記Ⅱ～Ⅳの提出は必要ありませんが、Ⅰへその旨の記載をお願いします。

- ③ 県庁ネットワーク管理者（情報政策課）から第4次情報ハイウェイ管理者に第4次情報ハイウェイの接続協議を行い、承認が得られた場合は、各業務システム管理者（各所属）にリモートメンテナンスネットワーク利用の承認通知及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ④ 各業務システム管理者（各所属）から各運用保守事業者へリモートメンテナンスネットワーク利用承認通知の写しの提供及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ⑤ 各運用保守事業者から第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）へ第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みを行う。
- ⑥ 第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から、第4次情報ハイウェイに接続するための機器（モバイル接続の場合はU S B ドングル）等の貸与を受け、各業務システム管理者（各所属）から貸与されたパソコンに各種設定を行いリモートメンテナンスを開始する。

#### (2) 各運用保守業者が行う第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク等への需要が増大しているため、第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から接続用機器の調達やリモートメンテナンス用V P Nの構築等に2～3か月を要する可能性があるとの情報提供がありました。

つきましては、現行のリモートメンテナンスネットワークシステムから継続して利用を希望される場合は、早めの対応を依頼していただきますようお願いします。

#### (3) 現行運用時期の終了について

終了時期：令和2年12月31日

※ 令和元年8月5日付け通知では、令和2年9月30日に終了するとお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し現行の運用期間を延長することとします。

(4) その他

- ・ 事務手続きの概略図についても作成しましたので委託先への情報提供をお願いします。(添付ファイル「04\_gaiyou」)
- ・ 上記スケジュール等を変更する場合は別途連絡します。

(問い合わせ先)

高知県総務部 情報政策課 電子県庁担当 齊木

〒780-0870

高知市本町 4-1-16 (高知電気ビル別館 7 階)

TEL: 088-823-9773 FAX: 088-823-9647

# 月次報告書の例



# 業 務 実 施 証 明 書

## 業務実施証明書作成要領

### 1 業務実施証明書の目的

本件入札に参加しようとする者が、要求仕様書に示す各項目及び条件等に適合する役務を提供しうることを客観的に明示しそれを確認するものである。

### 2 作成方法

(1) 「業務実施証明書」・・・別紙①（入札参加者による証明）

別紙①の様式に必要事項を記載のうえ、提出すること。

(2) 「実績報告書」・・・任意様式

過去において、要求仕様書に記載した内容と類似の業務を実施したことがある場合、下記の項目について、その内容を記載すること。

- ① 業務の契約名
- ② 実施年月日
- ③ 契約金額
- ④ 業務の詳細な内容
- ⑤ 契約書の写し
- ⑥ その他添付資料（必要に応じて）

※添付資料については、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4サイズとし、多いときはインデックスを付し、重要な箇所にはマークをする等、分かり易い表示にすること。

(3) 「業務実施体制書」・・・任意様式

要求仕様書に示す業務の内容を確実に実施するために構築する予定の体制を詳細に記載すること。記載にあたっては下記の項目を必ず含むこと。

- ① 人的な体制の詳細
- ② 配置予定の人員の技術力の内容
- ③ 業務の実施に必要な機器の内容

(4) 「補足資料」

上記提出書類のほか、財政課長が必要と判断して補足資料を求めた場合に提出すること。

### 3 提出先及び提出期限

(1) 提出先又は送付先

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県総務部財政課  
電話番号 088-823-9304

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時

なお、提出された業務実施証明書について審査を行い、不備が認められたときは受付をしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

#### 4 その他

- (1) 業務実施証明書の審査により、入札参加の対象となるかどうかについて、速やかに財政課から連絡するので、連絡先を明記しておくこと。
- (2) 内容に不備な点や不明な個所があって、財政課から補正又は説明を求められた場合、入札日までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

別紙①

## 業務実施証明書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

令和8年度決算支援システム保守等委託業務に係る入札に関し、要求仕様書の全ての事項を満たして業務を実施することを証明します。

記

1 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 業務実施体制書

2 担当者氏名

3 連絡先

- (1) 電話番号
- (2) ファクシミリ番号
- (3) Eメールアドレス

# 質 疑 書

(様式)

## 質 疑 書

令和8年 月 日

所在地

社名

部署名

担当者氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

質疑事項（令和8年度決算支援システム保守等委託業務）

--

# 契約書 (案)

# 電算処理委託契約書

1 委託業務名：令和8年度決算支援システム保守等委託業務

業務内容

情報システム開発 ・  情報システム運用保守  ・ その他の電算処理

2 履行期間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日

3 委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 )

4 契約保証金 納付 ( 円 ) ・ 免除

5 成果物  有り ・ 無し

6 著作権の帰属  委託者 ・ 委託者と受託者共有 ・ 受託者 ・ 無し

7 長期継続契約  該当有り ・ 該当無し

8 個人情報等取扱特記事項  有り (別記特記事項に基づく報告必要) ・ 無し

9 情報システムのセキュリティに関する特記事項 (別記特記事項に基づく報告必要)

10 特記事項

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和8年3月 日

委託者 高知県  
契約担当者 高知県知事 濱田 省司

受託者 住所  
氏名

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
  - 3 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。ただし、契約の目的物（以下「成果物」という。）が有る場合は、乙が成果物を甲に引き渡した後、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。
  - 4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）に従って、委託業務を履行しなければならない。
  - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

- 第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
  - 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
  - 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
  - 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第32条、第38条、第38条の2及び第38条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。この場合においては、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

(法令上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第33条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を他人に閲覧させてはならない。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報等の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報資産の保護)

第8条の3 乙は、甲が有する情報資産（高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程第2条第6号に規定する情報資産をいう。）の取扱いについては、別記2「情報システムのセキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(関係資料の目的外利用及び第三者への提供の禁止等)

第9条 乙は、関係資料について、委託業務以外の使用又は第三者への提供をしてはならない。

(関係資料の複写又は複製の制限)

第10条 乙は、委託業務の目的以外に関係資料を複写し、又は複製をしてはならない。ただし、災害に備える等、その必要があるときは、あらかじめ書面により、甲の承諾を得て複写し、又は複製することができる。

(関係資料の管理)

第11条 乙は、関係資料について、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、情報の漏えい、滅失、き損及び火災、盗難等の防止に努めるとともに、授受及び搬送に関しては、甲の指示に従うものとする。

(委託業務における責任体制)

第12条 乙は、委託業務を行う従業員の作業範囲及び責任区分を明確にするるとともに、委託業務の責任者を定め、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(作業場所の指定)

第13条 乙は、委託業務の処理に当たり、その作業場所については、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(事故等発生時における報告義務)

第14条 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(関係資料の返還)

第15条 乙は、甲が提出した関係資料を、使用後速やかに甲に返還しなければならない。

(関係資料の廃棄)

第16条 乙は、前条の規定に基づき甲に返還する関係資料及び成果物以外の関係資料を使用後速やかに廃棄しなければならない。

(特許権等の使用)

第17条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第18条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(知的財産権)

第19条 委託業務に伴い発生した発明、考案等（以下この条において「発明等」という。）から生じた特許権（又は特許を受ける権利）、実用新案権（以下「特許権等」という。）の帰属は別段の定めのない限り、次のとおりとする。

- (1) 甲が単独で行った発明等から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとする。
- (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとする。
- (3) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とすること。甲又は乙は、相手方以外の者に対して、当該特許権等に係る発明等の実施を許諾するときは、相手方の同意を得なければならない。

2 乙が従前より保有する特許権等を成果物に適用した場合、及び前項第2号により乙に帰属

する特許権等が生じ、これが成果物に適用されている場合には、乙は甲に対し、当該特許権等について、甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲内で、無償で使用許諾するものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第20条 乙は、委託業務の内容が仕様書等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第21条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第22条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(業務内容の変更等)

第23条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による契約期間の延長)

第25条 乙は、その責めに帰することができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間の短縮)

第26条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第27条 成果物が有る場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第27条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第28条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書等を成果物とともに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。
- 5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第29条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(部分引渡し)

第30条 委託業務について、成果物が有る場合で甲が仕様書において委託業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「委託業務」とあるのは「仕様書において委託業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「仕様書において委託業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る成果物」と、第29条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第29条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第31条 乙が契約期間内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第37条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 前項の延滞違約金の額は、委託料から出来高部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第29条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定

する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

- 4 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

#### (契約不適合責任)

第32条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、第37条の規定による損害賠償の請求並びに第33条、第33条の2及び第33条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

- 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (甲の解除権)

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 契約期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

(4) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。

(5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

(6) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成す

ることができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第33条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
    - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
    - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
    - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
  - (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
  - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
  - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
  - (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第33条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第38条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

2 第33条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(甲によるその他の解除権)

第34条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第33条第1項、第33条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約解除後の出来高払)

第36条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この条において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高に相応する委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第37条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、第33条第1項又は第33条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第33条第2項に定める（第33条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第38条 乙は、第33条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第33条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
  - (2) 第33条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
  - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
  - 4 前3項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
  - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第38条の2 乙は、第33条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の10分の2に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号(複数該当する場合はそれぞれの号)に定める額を違約金額から減額した額とする。

(1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第33条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員(以下この条において「違約罰対象構成員」という。)以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合(第3号において「出資割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

(2) 乙(乙が共同企業体である場合を除く。)がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。)である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

(3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員(過去に違約罰対象構成員であった者も含む。)は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第33条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第38条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(損害金等の徴収)

第39条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金(以下この項において「損害金等」という。)を甲の指定する期間(第38条に規定する賠

償金にあつては同条第1項に、第38条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第40条 第31条第2項及び第3項、第38条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(成果物の著作権が甲に帰属する場合の取扱い)

第41条 成果物の著作権が甲に帰属するときは、委託業務の成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、第28条第4項の規定による引渡しのと きをもつて乙から甲に移転するものとする。

- 2 甲は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - (1) 成果物を利用して甲の業務を実施すること。
  - (2) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 5 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- 6 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果物の著作権が甲乙共有に属する場合の取扱い)

第42条 成果物の著作権が甲乙共有に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第28条第4項の規定による引渡しのと きをもつて甲乙共有に属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前条第2項第1号及び第2号に掲げる成果物の利用に同意するものとし、甲以外の第三者に許諾しないものとする。
- 3 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が甲乙共有に属する場合に準用する。

(成果物の著作権が乙に属する場合の取扱い)

第43条 成果物の著作権が乙に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第28条第4項の規定による引渡しの日をもって乙に属するものとする。

2 第41条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が乙に属する場合に準用する。

(特約事項)

第44条 この契約が地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の場合、甲は、翌年度以降の甲の歳出予算においてこの契約の契約金額が、減額又は削除された場合にはこの契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第45条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第46条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 別記 1

### 個人情報等取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託の期間
  - (3) 再委託の相手方
  - (4) 再委託が必要である理由
  - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
  - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
  - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
  - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
  - (2) 再委託をする業務の内容
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
  - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
  - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19

条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第 11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第 13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第 14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

## 別記2

### 情報システムのセキュリティに関する特記事項

(情報セキュリティに関する規程等の遵守)

第1 乙は、甲の定める「高知県情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ実施手順」及び本情報システムのセキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、本委託業務の情報セキュリティに係る責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、情報資産を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。作業場所を変更する場合も同様とする。

2 乙は、甲の管理区域内に作業場所を設置する場合は、業務責任者及び業務従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第5 乙は、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じて、サービスレベルを保証しなければならない。

(情報資産の分類とアクセス範囲、アクセス方法)

第6 乙は、本委託業務の履行により直接的又は間接的に取得した情報資産に対して、「高知県情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）第2の1に準じて情報資産を分類し、対策基準第2の2に準じて、分類ごとのアクセス許可、アクセス時の情報セキュリティ要求事項並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(従事者に対する教育)

第7 乙は、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第8 乙は、本委託業務の履行により直接的又は間接的に取得した情報資産を他に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務に関わる業務責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う情報資産
- (6) 再委託の相手方に求める情報資産の安全管理の内容
- (7) 前号の情報資産の安全管理の内容を遵守し、情報資産を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) その他甲が必要があると認める事項

- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 再委託先
- (2) 再委託をする業務の内容
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、情報の保管場所及び保管方法を含む。）
- (5) 再委託先の情報資産の安全管理に関する内容及び監督方法
- (6) その他甲が必要があると認める事項

- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による情報資産の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 乙は、本委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等情報資産の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

- 2 乙は、派遣労働者に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による情報資産の取扱いに関する責任を負うものとする。

(情報資産の適正管理)

第11 乙は、本委託業務において利用する情報資産を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報資産の管理を行わなければならない。

- (1) 情報資産の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産を保管すること。
- (3) 甲の承諾がある場合を除き、指定した場所から情報資産を持ち出さないこと。
- (4) 情報資産を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産を複製又は複写しないこと。
- (6) 情報資産を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (7) 情報資産を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された情報資産の正確性について、定期的に点検すること。
- (8) 情報セキュリティインシデントを防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報資産を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 情報資産を利用する作業を行うパソコンに、情報資産の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び提供の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本委託業務に関して知り得た情報資産を、本委託業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第13 乙は、甲乙間の情報資産の受渡しに関しては、セキュリティが確保された手段によって行わなければならない。

(情報資産の返還等)

第14 乙は、本委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報資産について、本委託業務の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、情報資産の廃棄又は消去に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、本委託業務において利用する情報資産を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報資産を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、情報資産の廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第15 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 16 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の対応)

第 17 乙は、本委託業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報資産の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(チェックシートの作成及び提出)

第 18 乙は、情報セキュリティへの対応について、別紙「外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート」を本委託業務の契約締結時、各年度における契約期間のおおむね中間時点及び履行完了時にそれぞれ作成し、甲に提出のうえ確認を受けなければならない。

(契約解除)

第 19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第 20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第 21 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に対する損害を発生させた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

## ＜外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート＞

委託業務名：

□契約締結時： 年 月 日

□中間時点： 年 月 日（複数年契約の場合は前年度の中間時点確認済み□）

□履行完了時： 年 月 日

項目	確認事項	チェック欄
1.基本事項	契約に係るデータ及び知り得た秘密等の取扱いについて、その重要性を認識し、適切に取り扱う。	<input type="checkbox"/>
2.法令等遵守	情報セキュリティに関する規程等を遵守する。	<input type="checkbox"/>
3.秘密の保持	契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。	<input type="checkbox"/>
	契約の終了後、解除後及び職を退いた場合においても同様とする。	<input type="checkbox"/>
4.目的外使用及び第三者への提供禁止	契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>
5.データの受領	委託者からデータ等の提供を受けた場合は、データ等の受領証を作成し、委託者に提出する。	<input type="checkbox"/>
6.データの持ち出し	委託者の環境からデータを持ち出す場合は、持ち出す目的、データの内容及び暗号化等の対策を記し、委託者から承認を受ける。	<input type="checkbox"/>
	委託者の環境から業務システムで利用している本番データ（住民情報が含まれるデータ）を持ち出すことを禁止する。業務委託契約において本番データの持ち出しが認められている場合は、都度申請し、委託者から承認を受ける。	<input type="checkbox"/>
7.複写及び複製の禁止	本契約に係るデータを委託者の承認なく、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製しない。	<input type="checkbox"/>
8.パソコン及びデータの持ち込み	委託者の環境にパソコン及びデータを持ち込み、作業を行う場合は、委託者からパソコン及びデータ持ち込みに係る承認を受ける。	<input type="checkbox"/>
9.安全管理義務	契約に係るデータの管理責任者を定め、業務の従事者を限定する。	<input type="checkbox"/>
	契約に係るデータを取り扱う場所を特定する。	<input type="checkbox"/>
	データの無断持ち出し禁止を周知徹底し、やむを得ず、持ち出す場合は、委託者の承認を得たうえで、管理簿等に記録する。	<input type="checkbox"/>
	紛失、損傷、焼失等の事故が生じないよう安全かつ適切な管理体制を整備する。パソコンやデータを持ち込む場合、最新のウイルス対策ソフト等を使用していることや不正なプログラムが書かれていないことを確認する。	<input type="checkbox"/>
10.データの返却・消去	委託者から借用したデータは、速やかに返却する。借用したデータを複製・保存した場合は消去し、消去したことが分かる書類等を委託者に提出する。	<input type="checkbox"/>
11.記録媒体の廃棄	契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等は、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、廃棄したことが分かる書類等を委託者に提出する。	<input type="checkbox"/>
12.監督及び監査	委託者が、契約の履行に関し必要があるときは、受託者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるように、体制等を整備する。	<input type="checkbox"/>
13.教育	従業員に対して、データの保護及び秘密の保持等データの取扱いに関し履行すべき責務について十分な教育を行う。	<input type="checkbox"/>
	教育の実施状況を記録する。	<input type="checkbox"/>
14.事故発生の報告義務	安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに委託者へ通知、報告できる体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
15.再委託の禁止	委託者の承諾なしに、業務を第三者に委託し又は請け負わせない。	<input type="checkbox"/>
	委託者の承諾を受けて再委託した場合は、再委託者に本契約の規定を遵守させる。	<input type="checkbox"/>

受託者 住所：

代表者職・氏名：

作成者（業務責任者）職・氏名：

# 決算支援システム保守等委託業務 一般競争入札参加者の心得

高知県総務部財政課

決算支援システム保守等委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## 1 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は県が指名した者、又はその代理人とする。
- (4) 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- (5) 入札執行中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札を辞退したものとして取り扱うことがある。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 2 入札書についての注意

- (1) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。
- (2) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し押印すること。
- (3) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に¥の記号を付記すること。また、1円未満の端数をつけることはできない。
- (4) 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- (5) 入札書の記載事項のうち、金額以外について訂正又は字句を挿入したときは、必ず訂正箇所又は余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- (6) いったん投かんした入札書は、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

## 3 無効の入札（入札書が無効となる場合）

- (1) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (2) 入札者の記名及び押印を欠く入札
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) その他入札に関する諸条件に違反した入札

## 4 失格の入札（入札者が失格となる場合）

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

## 5 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。入札者は当該くじへの参加を辞退することができない。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。再度入札は2回まで行う。
- (4) 入札を辞退した者及び入札の結果失格となった者は再度入札に参加できない。
- (5) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随時契約の折衝を行うことがある。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所  
会 社 名  
代表者職氏名  
受取者職氏名 印  
電話番号：

令和8年度決算支援システム保守等委託業務（以下「本業務」という。）の一般競争入札への参加を検討するにあたって下記の資料を受領するにあたり、下記の条件を確認し遵守することを誓約します。

## 記

### 1 受領する資料

決算統計支援システム保守マニュアル  
決算統計支援システム運用マニュアル

### 2 受領の条件

- （1）資料は、本業務の一般競争入札への参加を検討するためにのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- （2）資料の内容を、社外はもとより、社内の関係部署以外にも開示しないこと。
- （3）資料を複写したり、スキャナーで読み取るなど電子化しないこと。
- （4）一般競争入札に参加しない場合及び参加しても落札者とならなかった場合は、資料を直ちに確実に廃棄処分すること。